

北海道耐震改修促進計画の概要

【第1章】計画の目的等

- 経 緯： 平成18年 6月 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正（国）
平成18年12月 「北海道耐震改修促進計画」策定（道）
平成28年 5月 「北海道耐震改修促進計画」見直し（道）
- 目 的： 近年の大地震の発生や新たな知見などにより、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念。
地震による被害の軽減を図り、道民の方々の安全で安心な生活を確保するため、道内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進。
- 位置付け： 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき本計画を定める。
「北海道地域防災計画」や市町村における「耐震改修促進計画」と整合を図るほか、「北海道総合計画」等と連携して計画を推進。
- 計画期間： 令和3年度から令和7年度までの5年間

【第2章】道内における近年の主な被害地震と想定される地震による被害予測等

○ 北海道の被害地震と取組の必要性

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年の三陸はるか沖地震以来、約400年間に100回以上発生しており、平成30年9月に発生した胆振東部地震では甚大な被害を受けた。

令和2年4月には、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の検討結果が公表され、推計された震度分布では、北海道の太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定。住宅や建築物の耐震化は、重要かつ緊急的な課題として、その促進に向けた積極的な取組が必要。

○ 想定地震による建築物被害想定

「北海道地域防災計画」に基づき、30の地震を想定。各（総合）振興局管内で人的被害が最大となる被害を想定。

想定地震による建築物被害を軽減するためには、市町村と連携した取組が不可欠。

区 分	空 知	石 狩	後 志	胆 振	日 高	渡 島	檜 山	
(総合)振興局ごとに人的被害が最大となる想定地震	沼田-砂川付近の断層帯	月寒背斜に関する断層	北海道留萌沖	石狩低地東縁断層帯南部	石狩低地東縁断層帯南部	函館平野西縁断層帯	北海道南西沖	
最大震度	7	7	7	7	7	7	7	
建物被害	総棟数	162,359	564,217	118,931	161,835	54,888	188,265	29,105
	全壊棟数 (全壊割合)	8,304 (5.1%)	22,471 (4.0%)	658 (0.6%)	1,676 (1.0%)	463 (0.8%)	1,765 (0.9%)	716 (2.5%)
	全半壊棟数 (全半壊割合)	15,278 (9.4%)	64,283 (11.4%)	3,900 (3.3%)	4,510 (2.8%)	1,565 (2.9%)	4,986 (2.6%)	2,414 (8.3%)
区 分	上 川	留 萌	宗 谷	林-ツ	十 勝	釧 路	根 室	
(総合)振興局ごとに人的被害が最大となる想定地震	富良野断層帯西部	増毛山地東縁断層帯	北海道北西沖	標津断層帯	十勝平野断層帯主部	十勝沖	標津断層帯	
最大震度	7	7	7	7	7	6強	6強	
建物被害	総棟数	224,059	31,599	37,118	152,607	175,596	106,417	49,380
	全壊棟数 (全壊割合)	1,306 (0.6%)	950 (3.0%)	2,224 (6.0%)	1,640 (1.1%)	3,301 (1.9%)	493 (0.5%)	201 (0.4%)
	全半壊棟数 (全半壊割合)	3,171 (1.4%)	3,163 (10.0%)	4,031 (10.9%)	4,318 (2.8%)	11,118 (6.3%)	2,945 (2.8%)	1,287 (2.6%)

注)「北海道地域防災計画」に見直しがあった場合には、適宜、見直します。

【第3章】住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標

○ 耐震化率の目標：国の基本方針等を踏まえ設定

区 分	平成27年度(実績)	令和2年度(実績)	令和7年度(目標)
住宅	86.5 %	90.6 %	95 % (令和12年度 おおむね解消)
多数利用建築物	93.0 %	93.7 %	おおむね解消
耐震診断義務付け対象建築物		80.7 %	おおむね解消

【第4章】住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各主体の役割

道	市町村	所有者	建築関連事業者
○ 広域的・総合的な観点から、市町村と連携して施策を推進する	○ 地域の実情に依じて施策を主体的かつ計画的に展開する	○ 主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性の確保・向上に努める	○ 地震に対する安全性を確保した住宅・建築物の建築、改修等に努める

【第5章】住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

○ 耐震化の促進に向けた施策

- ・ 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- ・ 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- ・ 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

施 策	施 策 の 内 容
1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	① パンフレットやインターネットを活用した普及啓発
	② セミナー等の開催による普及啓発
	③ 地域における耐震化の取組の推進 【新規】
	④ 地震防災マップの更新・公表の促進
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	① 住宅の耐震化の促進
	② 住宅の建替・除却等の促進 【新規】
	③ 多数利用建築物の耐震化の促進
	④ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進
	⑤ 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進
	⑥ 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進
	⑦ 公共建築物の耐震化の促進
	⑧ その他の地震時の安全対策の推進
	⑨ 耐震診断・改修に係る相談体制の充実
3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	① 耐震診断・改修技術講習会の開催
	② 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

【第6章】建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 道及び道内10市の所管行政庁は、建築物の所有者に対して、耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言を行うよう努める。
- 所有者が必要な対策をとらなかった場合には、建築基準法に基づく勧告・命令を行う。

【第7章】計画の推進に関する事項

- 市町村耐震改修促進計画の見直しに当たって、必要な支援及び情報提供を行う。
- 住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を定期的開催。
- 道の全庁的組織である「北海道耐震改修推進会議」等を継続して開催し、計画の着実な推進を図る。